

行事用テント取り扱い説明書

【鉄骨の種類と本数】 ※片付け時は4つにまとめる

①

支柱
(6本)

テントの
脚の部分



②

合掌
(6本)
テントの
斜めの部分



③

棟
(1本)
テントの屋根
の高い場所



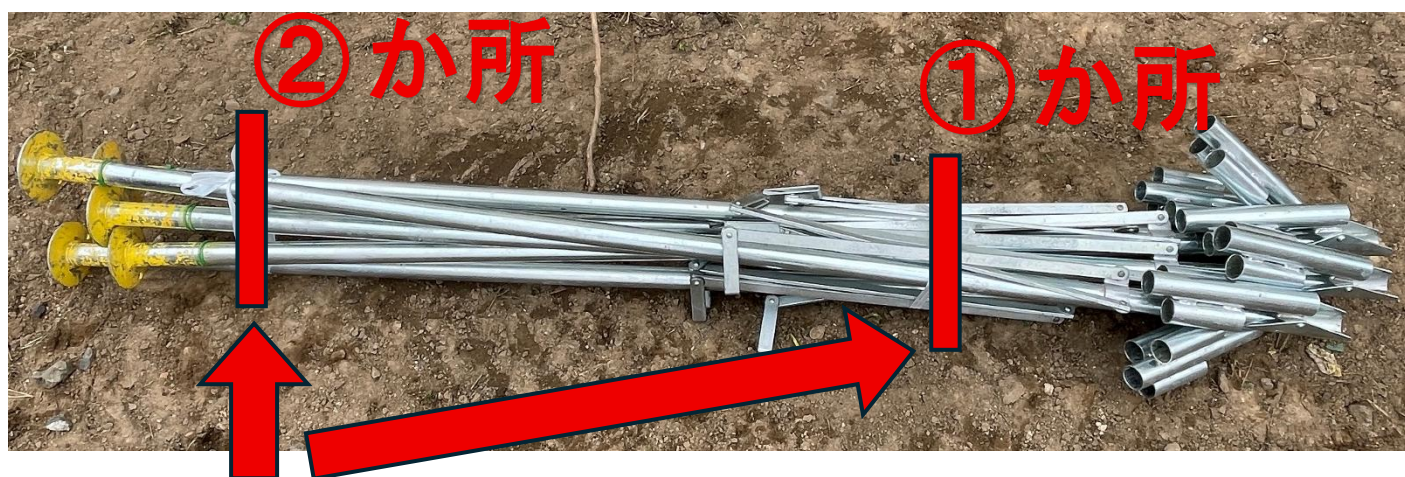
④

桁
(短い4本)

テントの柱と柱を
繋ぐ部分



【鉄骨の結び方】



誰もが利用しやすいように、必ず2か所を紐で結んでください。

特に支柱と桁の接続部分は手を挟む原因にもなるため必ず結んで固定してください。 ⚠

【天幕のたたみ方】

①天幕を広げる



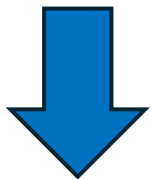
②天幕の斜め部分を折る



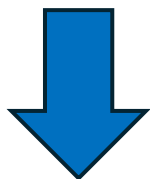
③半分に折る



④さらに半分に折る



⑤左右から真ん中まで折る



⑥さらに左右から真ん中まで折る



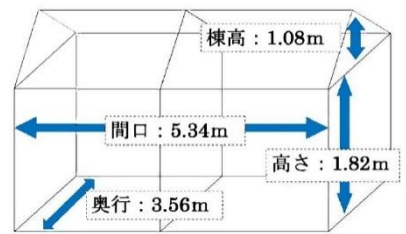
⑦端からぐるぐる丸めていく



⑧上から乗って小さくしてから収納袋へ入れる



【貸出・返却時の注意点】



- ・鉄骨は色ごとにまとめて返却してください。
- ・必ず鉄骨が種類ごとにまとまっていることを確認してください。※1 ページの①～③のとおりまとめて結ぶ
- ・テントに破損等があった場合は、必ず以下事務局までご連絡ください。
- ・テントの貸出および返却の際は、スムーズな対応のため、利用団体にて十分な人数を確保のうえご対応ください。

【借用書の誓約事項（必ずご確認ください）】

誓約事項

借用にあたり、次の事項を遵守します。

- ①テントは地域住民の皆様が共同で利用する備品であることを理解し、大切に丁寧に扱います。
- ②借用期間中は適切に管理し、使用後は汚れや水分を取り除き、貸出時と同じ状態で返却します。
- ③借用したテント等を第三者へ転貸し、又は目的外で使用しません。
- ④テント等を破損、汚損又は紛失した場合、又はその事実を発見した場合は、直ちに中富良野町社会福祉協議会へ報告します。なお、借用者の故意又は過失により破損、汚損又は紛失した場合は、修理費又は購入費等の実費を弁償します。
- ⑤その他、中富良野町社会福祉協議会の指示に従います。

【事務局連絡先】

中富良野町社会福祉協議会

電話：0167-44-4355

※営業日（平日の8時30分～17時15分）

